

# 旭川市議会会議録 第6号

---

○令和8年3月26日（木曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時38分

---

○出席議員（33名）

1番 横山 啓一  
2番 いしかわ まさき  
3番 笠井 まなみ  
4番 あべ なお  
5番 中村 みなこ  
6番 江川 あや  
7番 上野 和幸  
8番 植木 だいすけ  
9番 小林 ゆうき  
10番 駒木 おさみ  
11番 皆川 ゆきたけ  
12番 たけいし よういち  
13番 石川 まさゆき  
14番 沼崎 雅之  
15番 まじま 隆英  
16番 高橋 紀博  
17番 品田 ときえ  
18番 塩尻 英明  
19番 高木 ひろたか

20番 中野 ひろゆき  
21番 えびな 安信  
22番 高橋 ひでとし  
23番 菅原 範明  
25番 石川 厚子  
26番 能登谷 繁  
27番 高見 一典  
28番 金谷 美奈子  
29番 高花 えいこ  
30番 中村 のりゆき  
31番 安田 佳正  
32番 松田 卓也  
33番 福居 秀雄  
34番 杉山 允孝

---

○欠席議員（1名）

24番 佐藤 さだお

---

## ○説明員

|             |   |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 市           | 長 | 今 | 津 | 寛 | 介 |
| 副           | 市 | 菅 | 野 | 直 | 行 |
| 副           | 市 | 梶 | 井 | 正 | 将 |
| 総合政策部       | 長 | 熊 | 谷 | 好 | 規 |
| 行財政改革推進部    | 長 | 浅 | 利 |   | 豪 |
| 地域振興部       | 長 | 三 | 宅 | 智 | 彦 |
| 総務部         | 長 | 土 | 岐 | 尚 | 義 |
| 市民生活部       | 長 | 樽 | 井 | 里 | 美 |
| 福祉保険部       | 長 | 川 | 邊 |   | 仁 |
| 福祉保険部保険制度担当 | 長 | 高 | 田 | 敏 | 和 |
| 子育て支援部      | 長 | 向 | 井 | 泰 | 子 |
| 健康保健部       | 長 | 山 | 口 |   | 亮 |
| 土木部         | 長 | 富 | 岡 | 賢 | 司 |
| 消防          | 長 | 河 | 端 | 勝 | 彦 |
| 教育          | 長 | 和 | 田 | 英 | 邦 |
| 学校教育部       | 長 | 坂 | 本 | 考 | 生 |
| 社会教育部       | 長 | 田 | 村 |   | 司 |
| 水道事業管理者     |   | 佐 | 藤 | 幸 | 輝 |
| 上下水道部       | 長 | 幾 | 原 | 春 | 実 |
| 市立旭川病院事務局   | 長 | 木 | 村 | 直 | 樹 |
| 監査委員        |   | 大 | 鷹 |   | 明 |
| 監査事務局       | 長 | 酒 | 井 | 睦 | 元 |

---

## ○事務局出席職員

|       |     |   |   |   |   |
|-------|-----|---|---|---|---|
| 議会事務局 | 長   | 稲 | 田 | 俊 | 幸 |
| 議会事務局 | 次長  | 林 | 上 | 敦 | 裕 |
| 議事調査課 | 長補佐 | 小 | 川 | 智 | 之 |
| 議事調査課 | 主査  | 信 | 濃 | 孝 | 美 |
| 議事調査課 | 書記  | 高 | 橋 | 理 | 恵 |

---

## ○会議録署名議員

|     |   |   |    |   |
|-----|---|---|----|---|
| 1番  | 横 | 山 | 啓  | 一 |
| 29番 | 高 | 花 | えい | こ |

---

## ○議事日程

日程第 4 議案第14号ないし議案第40号

日程第 5 議案第41号

日程第 6 議案第42号

---

## ○追加議事日程

日程第 8 議案第43号 人権擁護委員の推薦について

日程第 9 議案第44号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について

日程第10 議案第45号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

日程第11 議案第46号 損害賠償の額を定めることについて

日程第12 議案第47号 旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第48号 旭川市副市長の選任について

日程第14 議案第49号 旭川市副市長の選任について

日程第15 議案第50号 旭川市監査委員の選任について

日程第16 議案第51号 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第52号 旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第53号 議員の行政調査派遣について

日程第19 請願・陳情議案の審査結果報告について

日程第20 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について

日程第21 意見書案第1号 香害による健康被害の解決等を求める意見書について

日程第22 意見書案第2号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について

日程第23 意見書案第3号 高額療養費の自己負担上限額引き上げの撤回を求める意見書について

日程第24 意見書案第4号 北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書について

日程第25 意見書案第5号 安定的な医療・介護・福祉提供体制を保障するための支援を求める意見書について

日程第26 意見書案第6号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について

日程第27 意見書案第7号 地方における福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について

日程第28 意見書案第8号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について

---

## ○本日の会議に付した事件

1. 議案第14号 令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議について (否決)

1. 議案第14号 令和8年度旭川市一般会計予算について (原案可決)

1. 議案第22号 令和8年度旭川市水道事業会計予算について (原案可決)

1. 議案第23号 令和8年度旭川市下水道事業会計予算について (原案可決)

1. 議案第30号 旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

- 1. 議案第15号 令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第16号 令和8年度旭川市動物園事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第17号 令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第18号 令和8年度旭川市育英事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第19号 令和8年度旭川市介護保険事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第20号 令和8年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第21号 令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第24号 令和8年度旭川市病院事業会計予算について (原案可決)
- 1. 議案第25号 旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について (原案可決)
- 1. 議案第26号 旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第27号 旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第28号 旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第29号 旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第31号 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第32号 旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第33号 旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第34号 市立旭川病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第35号 旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第36号 旭川市保育所条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第37号 旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第38号 契約の締結について (原案可決)
- 1. 議案第39号 旭川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について (原案可決)
- 1. 議案第40号 包括外部監査契約の締結について (原案可決)
- 1. 議案第41号 市道路線の廃止について (原案可決)
- 1. 議案第42号 市道路線の認定について (原案可決)
- 1. 議案第43号 人権擁護委員の推薦について (可と答申決定)
- 1. 議案第44号 令和7年度旭川市一般会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第45号 令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について (原案可決)
- 1. 議案第46号 損害賠償の額を定めることについて (原案可決)
- 1. 議案第47号 旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 1. 議案第48号 旭川市副市長の選任について (原案同意)

- 1. 議案第49号 旭川市副市長の選任について (原案同意)
- 1. 議案第50号 旭川市監査委員の選任について (原案同意)
- 1. 議案第51号 旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第52号 旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 1. 議案第53号 議員の行政調査派遣について (原案可決)
- 1. 請願・陳情議案の審査結果報告について
  - 陳情第24号 旭川市男女共同参画事業における不公平是正と事業見直しについて (不採択)
  - 陳情第15号 日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めることについて (不採択)
- 1. 請願・陳情議案の閉会中継続審査付託について
  - 陳情第22号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (総務)
  - 陳情第23号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (総務)
  - 陳情第25号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
  - 陳情第26号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
  - 陳情第27号 宗教施設建設に伴う地域の公共安全及び調和に関する法整備を求めることについて (総務)
  - 陳情第28号 職員団体の組合費給与天引き(チェックオフ)手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求めることについて (総務)
  - 陳情第40号 公共施設における宗教関連設備の中立性・公平性確保のためのガイドライン整備を求めることについて (総務)
  - 陳情第44号 旭川市における歴史資料の一元的デジタルアーカイブ化と、市民の記憶を未来へ引き継ぐ仕組みの構築を求めることについて (総務)
  - 陳情第29号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (民生)
  - 陳情第30号 旭川市内医療機関における外国人観光客対応を含む医療費未払い問題への対応と条例制定について (民生)
  - 陳情第31号 旭川市及び周辺地域における土葬及び宗教的配慮を伴う埋葬制度に関する方針と条例整備について (民生)
  - 陳情第32号 路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について (民生)
  - 陳情第39号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (民生)
  - 陳情第41号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (民生)
  - 陳情第42号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とす

- る制度改革を求めることについて (民生)
- 陳情第43号 外国人介護士優遇政策の即時見直しと、日本人介護士の待遇改善を最優先とする制度改革を求めることについて (民生)
- 陳情第45号 融雪槽設置住宅の減税について (民生)
- 陳情第49号 宿泊税制度における税の公平性担保義務及び無届・無許可宿泊営業の排除体制の明確化並びに議会による監視の実施を求めることについて (民生)
- 陳情第33号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (経済建設)
- 陳情第34号 旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針について (経済建設)
- 陳情第35号 旭川市アリーナ建設計画の見直しと市民生活優先の予算編成を求めることについて (経済建設)
- 陳情第20号 出産前後の支援体制強化に関することについて (子育て文教)
- 陳情第36号 旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第37号 市立小中学校への「いじめ対策監(仮称)」配置制度の導入を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第38号 旭川市におけるA I予兆システムを核としたいじめ・児童虐待・家庭訪問支援の統合モデル構築について (子育て文教)
- 陳情第46号 いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについて (子育て文教)
- 陳情第48号 G I G Aスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル(仮称)」の整備について (子育て文教)
- 陳情第50号 いじめ解消判断までの3か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援(旭川モデル)の小規模実証について (子育て文教)
- 陳情第51号 「旭川子ども支援ネットワーク(仮称)」創設に関する検討について (子育て文教)
1. 意見書案第1号 香害による健康被害の解決等を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第2号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第3号 高額療養費の自己負担上限額引き上げの撤回を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第4号 北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書について (否決)
1. 意見書案第5号 安定的な医療・介護・福祉提供体制を保障するための支援を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第6号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第7号 地方における福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書について (原案可決)
1. 意見書案第8号 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書について (原案可決)

---

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ33名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、1番横山啓一議員、29番高花えいこ議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（稲田俊幸） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、24番佐藤議員から欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行であります。さらに、御配付申し上げております議事日程追加表のとおり、本日の議事に追加をいたします。

なお、その朗読は省略いたします。

次に、請願・陳情議案の委員会付託について、本件は、御配付申し上げております請願・陳情議案付託表のとおり、陳情第49号は民生常任委員会に、陳情第50号及び陳情第51号の以上2件はいずれも子育て文教常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第4、議案第14号ないし議案第40号の令和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件を一括して議題といたします。

本案につきましては、いずれも予算等審査特別委員会にその審査を付託した案件であります。本特別委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより本特別委員会委員長の口頭報告を求めることといたします。

予算等審査特別委員会

委員長 22番 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員（登壇） 本特別委員会に付託を受けておりました議案第14号ないし議案第40号の令和8年度旭川市各会計予算とこれに関連を有する議案及び単独議案の以上27件につきまして、その審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、審査経過であります。本特別委員会は、3月6日に開会し、総務経済建設、民生子育て文教の2分科会を設置して付託議案を両分科会で分担し、3月6日から19日までの間、それぞれの分科会を8回開催し、理事者に対し、審査に必要な資料の提出を求めながら、分担議案に対する質疑のみを行い、3月19日に両分科会委員長から、それぞれ質疑を終了した旨の、またあわせて、総括質疑の申出があった旨の報告を受けたところであります。その後、3月24日に総括質疑を行い、付託議案に対する全ての質疑を終了したことから、各会派1名による代表者会議において結論の取りまとめに当たるなど、その運営に努めてまいった次第であります。

両分科会の審査過程及び総括質疑における主な質疑項目につきましては、後日、御配付させていただき、直ちに付託議案に対する本特別委員会としての結論を申し上げたいと思います。

すなわち、議案第14号、議案第22号、議案第23号及び議案第30号の令和8年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算、高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定の以上4件につきましては、日本共産党のまじま委員から反対である旨の討論があった後、採決に入り、起立採決の結果、起立多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定し、議案第15号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第29号及び議案第31号ないし議案第40号の以上23件につきましては、いずれも全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、極めて概括ではありますが、本特別委員会の審査経過と結果の報告を終わらせていただきます。

何とぞ、本特別委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

**○議長（福居秀雄）** ここで、5番中村みなこ議員外3名から、議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議が提出されておりますので、ただいま議題となっております議案27件に併せて議題といたします。

本動議について、提出者の説明を求めます。

能登谷議員。

**○能登谷 繁議員（登壇）** 議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

敬称は略させていただきます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      能 登 谷                      繁

賛成者は、旭川市議会議員

ま じ ま   隆   英                      石   川   厚   子

以上、4名であります。

議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議

令和8年度旭川市一般会計予算については、次のとおり市長において組替えの上、再提出すべきである。

令和8年度旭川市一般会計において、花咲スポーツ公園再整備費として4,712万8,000円が計上されているが、市は行財政改革に取り組み、市が保有する公共施設は統廃合や集約化をしなければならぬ状況となっている。また、使用料・手数料の引上げ、ごみ袋の値上げも検討され、新年度から寿バスカードの交付時負担金を2,000円から3,000円に改定する予算案となっている。

そのような中で、花咲スポーツ公園新アリーナは年間4億3,800万円という巨額の使用料が市民負担となり、事実上は公共施設に準ずる施設であることを踏まえれば、市としての厳しいチェックが必要となっている。

しかし、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画は、市が自ら策定している人口推計が反映され

ず、利用者の需要も明確ではないため、使用料の積算は明確な根拠に欠ける。事業期間を30年から65年に変更した際も財政を含めた総合的な検討がなく、市の責任や主導的な関わりが曖昧なものとなっている。

したがって、花咲スポーツ公園新アリーナ整備については一旦立ち止まり、市民的な議論を尽くし、検討し直す必要がある。

よって、市長においては、一般会計予算において、花咲スポーツ公園再整備費は議論が尽くされていないことから、花咲スポーツ公園新アリーナ整備に関する予算を取り下げた上で、令和8年度旭川市一般会計予算を再提出すべきである。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑終結と認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 日本共産党を代表して、議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議に賛成し、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算、議案第22号、令和8年度旭川市水道事業会計予算、議案第23号、令和8年度旭川市下水道事業会計予算、議案第30号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例について反対する立場で、意見を述べます。

一般会計予算には、私たち党派や市民が求めていた学校給食費の無償化、学校リユース事業、介護認定に関わり、遅延改善に向けた予算が含まれていることに対しては評価をしたいと思います。

一方で、旭川市は、これまで、財政が厳しい中で行財政改革に取り組み、市の保有する公共施設は統廃合や集約化を検討しなければならない状況となっています。

新年度には、使用料、手数料を引き上げ、ごみ袋の値上げも検討され、さらに、寿バスカードの交付時負担金を2千円から3千円に引き上げる、市民に対して厳しい予算案になっています。そうした中で、花咲スポーツ公園再整備では、花咲新アリーナに、年間4億3千800万円の巨額の使用料が市民負担になり、事実上は公共施設に準ずる施設であることから、市として厳しいチェックが必要です。

質疑で明らかになったことは、花咲新アリーナ計画は、市が自ら策定している人口推計も反映させていないこと、利用者の需要も明確ではないため、使用料の積算根拠も不明確だということです。事業期間を65年に変更するとき、財政も含めた総合的な検討もありませんでした。

以上のことから、市の責任や主導的な関わりが曖昧なものとなっています。したがって、花咲新アリーナについては、一旦立ち止まって、市民的な議論を尽くし、検討し直す必要があります。

寿バスカード交付時負担金の値上げについては、一定期間、3千円を継続するとのことですが、反対する署名やパブリックコメントの結果を真摯に受け止めるべきです。

永山取水施設の行政財産の目的外使用に関しては、市長が特別に認めた場合に減免することができるという規定を基に、新年度の日本製紙分とJR北海道2社分合計で使用料7千44万4千200円、全額を免除するとしています。市民要望、住民サービス増進のための自主財源確保に努める必要がある中で、多額の使用料を全額免除するという行為は、負担の公平性からも適切なものとは言えません。

水道料金、下水道使用料の減免制度の見直しについて、年金が下がり、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯については令和7年度から廃止しました。さらに、生活保護世帯について、令和8年度から水道料金、下水道使用料の減免制度を廃止することは、容認することができません。

以上の理由から、日本共産党は、議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議に賛成し、原案には反対、議案第22号、令和8年度旭川市水道事業会計予算、議案第23号、令和8年度旭川市下水道事業会計予算、議案第30号、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） 以上で、通告による討論は終わりました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、5番中村みなこ議員外3名から提出されております議案第14号令和8年度旭川市一般会計予算に対する組替え動議について、電子表決システムにより採決いたします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成少数であります。

よって、本動議は、否決されました。

次に、組替え動議の原案であります議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号、議案第23号及び議案第30号の令和8年度旭川市水道事業会計予算、下水道事業会計予算、高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例の制定の以上3件について、電子表決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案について、いずれも委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成多数であります。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号ないし議案第21号、議案第24号ないし議案第29号及び議案第31号ないし議案第40号の以上23件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案どおり可決であります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも委員長報告のとおり決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第5、議案第41号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第6、議案第42号、市道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第8、議案第43号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長(今津寛介) 議案第43号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員浦本善光氏、佐々木斎氏、田中眞智子氏、堤明彦氏、猫山房良氏及び宮森雅司氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、新たに石前聖香氏、加藤章広氏、川島政吉氏及び津村利幸氏を、また、浦本善光氏及び堤明彦氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

石前聖香氏は、昭和60年3月、北海道教育大学旭川分校を卒業された後、教職に就かれ、旭川市立神居小学校校長、旭川市立日章小学校校長などを歴任され、現在は、上川教育研修センター所長をされる傍ら、旭川市社会福祉審議会委員として活躍されている方でございます。

浦本善光氏は、昭和52年3月、旭川龍谷高等学校を卒業された後、現在は、旭印旭川中央青果株式会社に勤務される傍ら、令和3年12月から民生委員・児童委員として、さらに、令和5年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

加藤章広氏は、昭和61年3月、北海学園大学法学部を卒業された後、旭川市に奉職し、経済部市場産業振興センター担当部長、農政部長などを歴任され、現在は、株式会社旭川保健医療情報センター代表取締役社長として活躍されている方でございます。

川島政吉氏は、昭和57年3月、北海道教育大学旭川分校を卒業された後、教職に就かれ、旭川市立大有小学校校長、旭川市立知新小学校校長、下川町教育委員会教育長などを歴任され、令和7年11月から旭川市公民館運営協議会委員として活躍されている方でございます。

堤明彦氏は、昭和51年3月、北海道教育大学旭川分校を卒業された後、教職に就かれ、旭川市立千代ヶ岡小学校校長、旭川市立忠和小学校校長などを歴任され、平成26年10月から人権擁護委員として活躍されている方でございます。

津村利幸氏は、昭和58年3月、新潟大学農学部を卒業された後、旭川市に奉職し、農政部次長などを経て、平成28年4月から令和3年3月まで旭川市農業委員会事務局長を務められた方でございます。

ただいま申し上げました6名の方々は、人格、識見ともに優れ、また、人権の擁護に深い理解と関心をお持ちで、人権擁護委員として適任であると考えますので、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可と答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可と答申することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第9、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

熊谷総合政策部長。

○総合政策部長(熊谷好規) 議案第44号の令和7年度旭川市一般会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

以下、補正予算書で御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正にお示しいたしておりますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万5千円を追加し、1千955億5千88万5千円にするものでございます。

その内容といたしましては、3ページ下段の事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、3款民生費の介護保険事業特別会計繰出金で134万5千円を追加するものでございます。

この財源につきましては、同じく3ページ上段の歳入にお示しいたしておりますように、21款繰入金で同額を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第10、議案第45号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 議案第45号の令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

以下、補正予算書で御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正にお示しいたしておりますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千76万円を追加し、379億2千514万4千円にするものでございます。

その内容といたしましては、5ページの事項別明細書歳出にお示しいたしておりますように、3款地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で1千76万円を追加するものでございます。

この財源につきましては、4ページの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で294万6千円、3款支払基金交付金で290万5千円、4款道支出金で134万5千円、6款繰入金で356万4千円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第11、議案第46号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 議案第46号、損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、生活保護システムの標準化移行に伴い、それまでのシステム機器の賃貸借契約を契約期間の途中で解除したことによる違約金であり、損害賠償の額を契約の残存期間の賃借料総額である2千267万4千80円に定めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第12、議案第47号、旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

土岐総務部長。

○総務部長(土岐尚義) 議案第47号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第47号、旭川市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、副市長の定数を現行の3人から2人とするため、規定を改めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(福居秀雄) これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第13、議案第48号、旭川市副市長の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長(今津寛介) 議案第48号、旭川市副市長の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市副市長中村寧氏は、本年3月3日をもちまして任期満了となったことから、その後任といたしまして、熊谷好規氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

熊谷氏は、平成2年3月、室蘭工業大学を卒業された後、旭川市に奉職し、市民生活部長、観光スポーツ交流部長、土木部長、地域振興部長などを歴任され、現在、総合政策部長の要職にある方でございます。

熊谷氏は、優れた識見と高潔な人格の持ち主であり、その豊かな行政経験に基づく堅実な行政手腕は、高く評価されているところであります。

今後の市政推進に当たり、必ずその職を全うされる適任者であると存じますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第14、議案第49号、旭川市副市長の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介） 議案第49号、旭川市副市長の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市副市長菅野直行氏は、本年4月11日をもって任期満了となることから、その後任といたしまして、佐藤昌彦氏を新たに選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

佐藤氏は、昭和62年3月、明治大学を卒業された後、平成2年に北海道に奉職し、経済部観光局誘客担当局長、経済部観光局長、上川総合振興局長などを歴任された後、令和5年6月1日からは、一般社団法人大雪カムイミントラDMO副理事長として活躍されている方でございます。

佐藤氏は、優れた識見と高潔な人格の持ち主であり、その豊かな行政経験に基づく堅実な行政手腕は、高く評価されているところでございます。

今後の市政推進に当たり、必ずその職を全うされる適任者であると存じますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第15、議案第50号、旭川市監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

今津市長。

○市長（今津寛介） 議案第50号、旭川市監査委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

旭川市監査委員大鷹明氏は、本年3月31日をもって任期満了となることから、その後任といたしまして、金澤匡貢氏を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものでございます。

金澤氏は、平成4年3月、小樽商科大学を卒業された後、旭川市に奉職し、福祉保険部保険制度担当部長、福祉保険部長などを歴任され、現在、税務部長の要職にある方でございます。

金澤氏は、豊かな識見と行政経験を有されており、かつ、人格も高潔な方でありますことから、その職を全うされる適任者であると存じますので、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） ここで、4月11日をもって任期満了となります副市長菅野直行氏、3月31日をもって退任されます副市長榊井正将氏、3月31日をもって任期満了となります監査委員大鷹明氏、ただいま副市長に選任の同意を得ました熊谷好規氏、佐藤昌彦氏及び監査委員に選任の同意を得ました金澤匡貢氏から、それぞれ御挨拶をいただくことにいたします。

それでは、初めに、菅野直行氏、お願いいたします。

○副市長（菅野直行）（登壇） 初めに、第1回定例会の貴重なお時間の中、私を含めて6名、御挨拶の機会をいただきましたこと、福居議長をはじめ、市議会議員の皆様方に心からお礼を申し上げます。

副市長として4年間、市の職員としては35年間、合わせて39年間の市役所生活に、このたび、今津市長から卒業証書をいただけることになりました。部長時代、都市開発の投資では釧路や帯広に先行され、道北唯一の百貨店が撤退をし、JR問題など様々な課題があり、取り残されていくのではないかとという危機感がずっと心の中にございました。

コロナ禍を明けて、この地域が変わっていかねばならない大切な時期に、今津市長の下、副市長として務めた4年間は、本当に緊張の連続ではございましたが、私の生涯にとっては誇りでもございます。市、地域のため、市民のため、どれだけお役に立てたかは分かりませんが、私としては精いっぱい努めてきたつもりでございます。市議会議員の皆様には、様々なコミュニケーション、そして、時には厳しい御指摘、それ以上の温かい御指導をいただいたおかげと考えてござい

す。

課題を残したまま副市長を退任することになりますけれども、ぜひ、後を引き継ぐ熊谷、佐藤両副市長、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、今日はここにいらっしやらない、既に退任されている市議会議員の皆さんを含め、この39年間、大変お世話になった議会議員の皆様方に改めて深く深く感謝を申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございます。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続きまして、榊井正将氏、お願いいたします。

○副市長（榊井正将）（登壇） ただいま御紹介していただきました榊井でございます。

3月31日付をもちまして、一身上の都合ということで退職のほうをさせていただくことになりました。

私自身は、3年前に部長職で旭川市役所に来させていただいてから、本当に、3年間、あっという間に過ごさせていただいたなということでございます。それも、何よりも市議会の皆様、また市役所の職員の皆様の助けがあって、ここまで何とかやってこられたのかなというふうに思っているところでございます。その点、本当にお礼を申し上げたいと思っているところでございます。

また、今後は、また立場を変えて行政の仕事をしていくことになりますけれども、全国的な視点、北海道内の視点等を持ちながら進めていくことにはなりますけれども、ここで経験させていただいたことも踏まえつつ、また、旭川に対する愛も大分深まりましたので、その愛情を持って、また皆様と立場を変えて仕事ができることになるのではないかなと思っておりますので、引き続き、皆様方には何とぞよろしくお願いをいたします。

また、今回、定数が削減されることになりましたので、実質的な後任はおりませんけれども、やり残した仕事もいっぱいございます。そういった中、また皆様方にも指導をしていただくとともに、何とぞ後任の担当者に向けてよき御助言のほうをお願いしたいと思いますので、この言葉に代えて退任の挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続きまして、大鷹明氏、お願いいたします。

○監査委員（大鷹 明）（登壇） 退任に際しまして、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この間、議員の皆様、議選委員でありました高花議員、上村元議員、高見議員、石川厚子議員、現職であります中野議員、高木議員、さらには、識見委員であります坪沼委員、監査事務局の皆様には、様々な面でお世話になりました。心から感謝申し上げます。

また、今津市長をはじめ、理事者の皆様、職員の皆様、さらには各団体の皆様には、忙しい中、監査に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

皆様の御指導、御協力のおかげをもちまして、何とかこれまでやってることができました。4年前に就任したときは、まだコロナの影響がありまして、出張、宴会などを控える時期でございました。このとき、人がほとんどいないまちなかを歩きながら、この先、どうなるのかと不安になったことを思い出します。ただ、現在のまちなかのにぎわい、朝、スキー場に向かうバスに乗る多くのインバウンドの方々を見ていると、隔世の感があります。

いつの時代にも、社会環境は大きく変化し、自治体を取り巻く環境は常に厳しいものがあります。そのような中でも、理事者の皆様、議員の皆様、さらには市民の皆様が力を合わせることで、この旭川のまちがますます発展することを祈っております。

結びに、理事者、議員各位のさらなる御健勝と御活躍を念願申し上げ、言葉は足りませんが、退任に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続きまして、熊谷好規氏、お願いいたします。

○総合政策部長（熊谷好規）（登壇） ただいま副市長の選任の同意をいただきました熊谷でございます。

御同意をいただき、誠にありがとうございました。

大変光栄であるとともに、この重責に身の引き締まる思いでございます。

平成2年に旭川市役所に勤めて以来、これまで、大変多くの皆様に助けられ、支えられてまいりました。改めて、そのお一人お一人に心から感謝申し上げます。

私自身、微力ではございますが、今津市長の下、市民の皆様が将来にわたって今後も安心して暮らし続けることができる旭川市であるために、本日、議員の皆様から賜りました御同意の重みをしっかり受け止め、市民の皆様のお力添えをいただきながら、そして、共に職務を行ってきた職員の皆さんと力を合わせ、誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶をさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続きまして、佐藤昌彦氏、お願いいたします。

○佐藤昌彦氏（登壇） ただいま副市長の選任につきまして御同意を賜りました佐藤昌彦と申します。誠にありがとうございます。

市民の皆様が最も身近なまちづくり、それが市政だと思っております。目まぐるしく変わるこの社会情勢、これを見極めていきながら、スピード感を持って行動していくこと、これが自治体に求められているんだと思っております。

そんな中で、この道北地域の拠点都市であります、また、北海道第2の都市の旭川市、その旭川市の副市長へ就任するということとなりまして、その職責の重さを、今、改めて感じております。

先ほど、今津寛介市長から御紹介をいただきましたとおり、私は、旭川市を含む道北23市町村を所管する上川総合振興局長として約2年、そして、旭川市をはじめとする近隣の8町の観光地域づくり法人でございます大雪カムイミンタラDMOの副理事長として約3年、合わせて5年間、旭川で過ごしてまいりました。

過去には、北海道庁時代、上川総合振興局の勤務もございましたし、年を追うごとにこの旭川に対する思いというのが強くなってきている、これを実感しておりました。それは、私の出生した土地は、ここ旭川でございます。そういったことも関係があるのかもしれませんが。このたび、私がこよなく愛する旭川市、その副市長に就任させていただくということになりまして、改めて強い御縁を感じております。

初一念を忘れるべからずという言葉がありますけども、選任をいただきました市長の思い、そし

て、議会から賜りました御同意の重み、これをしっかりと受け止めて、今津市長が進める市民の皆様暮らしを守り、安心、安全で、愛と夢と希望にあふれる旭川をつくっていただけるように、市長はもとより、職員、そして議員の皆様方と力を合わせて、その職責を果たせるように覚悟を持って力を尽くしてまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますよう何とぞお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

○議長（福居秀雄） 続きまして、金澤匡貢氏、お願いいたします。

○税務部長（金澤匡貢）（登壇） ただいま監査委員に選任同意を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

このように重い責任を担う機会をいただき、身の引き締まる思いでございます。

私自身、もとより微力ではございますが、職責の重要性を肝に銘じ、監査委員の一人として、公正不偏の立場を堅持し、誠心誠意、職務に精励し、市民の皆様の信頼を高められるよう努力してまいります。

何とぞ、議員の皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

---

○議長（福居秀雄） 日程第16、議案第51号、旭川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、事務分掌条例の一部改正に伴い、委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第17、議案第52号、旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、事務局に関する所要の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第18、議案第53号、議員の行政調査派遣についてを議題といたします。

本案につきましては、本市議会として積極的な政策立案を目的として、他都市の先進事例を調査するため、議員を派遣しようとするものであります。

ここで、お諮りいたします。

本案についての提出者の説明並びに質疑・討論は、議事進行上、この場合省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容につきまして、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第19、請願・陳情議案の審査結果報告についてを議題といたします。

本案は、日程第19付表のとおり、総務常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から審査結果の報告書が議長宛て提出されておりますので、これより総務常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報告を求めることにいたします。

総務常任委員会

委員長 22番 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員（登壇） 総務常任委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案のうち、結論を得たものにつきまして御報告申し上げます。

陳情第24号、旭川市男女共同参画事業における不公平是正と事業見直しについてであります。男女共同参画事業は、性別にかかわらず、誰もが生きやすい社会を目指すものであり、就労支援、ひきこもり対策など男性も含めた支援事業には既に本市で取り組んでいることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本案については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会

委員長 23番 菅原範明議員。

○菅原範明議員（登壇） 議会運営委員会に付託を受けておりました請願・陳情議案につきまして、結論を得ましたので、御報告申し上げます。

陳情第15号、日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めることについてであります。一昨年に国旗掲揚に係る陳情を採択したところであり、法的に定められている国旗を議場に掲揚することは、議会が公共的役割を遂行していることを示すものであることから、願意に沿い難く、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、採択することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成少数であります。

よって、本案は、不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第20、請願・陳情議案の閉会中継続審査付託についてを議題といたします。

本案は、日程第20付表のとおり、総務、民生、経済建設、子育て文教各常任委員会委員長から、閉会中の継続審査に付されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本案については、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福居秀雄) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、いずれも各委員長の申出どおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

○議長(福居秀雄) 日程第21、意見書案第1号、香害による健康被害の解決等を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

江川議員。

○江川あや議員(登壇) 意見書案第1号、香害による健康被害の解決等を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 江 | 川 | あ | や | 上 | 野 | 和 | 幸 | 高 | 橋 | 紀 | 博 |
| 品 | 田 | と | き | 高 | 見 | 一 | 典 | 金 | 谷 | 美 | 奈 |
| 子 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

以上、6名であります。

#### 香害による健康被害の解決等を求める意見書

近年、家庭で使用する柔軟仕上げ剤を始めとした合成洗剤、柔軟剤、消臭剤等に含まれる揮発性有機化合物によって、頭痛、めまい、胃腸症状、呼吸障害等の体調不良を訴える人が増加している。

「香害」の言葉でも表現される「新たな環境汚染」として、毎月第1土曜日に「#香害は公害」ツイッターデモも行われ、2021年8月には消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省が5省庁連名で香害に関するポスターを作成するなど少しずつ取組は進んでいるが、健康被害を訴える人が減る気配はない。2022年8月には香害をなくす議員の会も発足し、2024年1月には香害をなくす議員の会、香害をなくす連絡会、カナリア・ネットワーク全国の連名で、業界団体や企業に対してマイクロカプセル香料の長続き製法の見直しを求める8,889名の署名が

提出され、2025年8月には学校での香害対策についての要望が文部科学省に対して提出された。

この問題の根幹は、付加価値として香りや抗菌を時間差で揮発させ長続きさせる合成洗剤等が販売されているながら、揮発性有機化合物が与える健康被害の実態解明が進んでいない部分にある。日用品である合成洗剤等の使用が自らの健康被害につながり、他者の健康を害することについて、企業の社会的責任の観点から揮発時の安全性調査は必要である。

よって、国においては、消費者の健康で安心な暮らしに資するよう、香料等成分の安全性や香料による健康被害について、国、企業、被害者を交えて実態調査を行うとともに、理解促進に関わる取組の継続や相談窓口の設置、安全性調査への補助等、更なる実効性のある施策を実施するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第22、意見書案第2号、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石川厚子議員。

○石川厚子議員（登壇） 意見書案第2号、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      ま じ ま   隆   英                      石 川   厚   子  
能 登 谷                      繁

以上、4名であります。

## 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

1967年に佐藤栄作首相が国会で、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議を採択した。非核三原則は、国是として半世紀以上にわたり堅持されてきている。

そうした下で、安保3文書の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことや、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらすことから、許されない。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが不可欠である。

よって、国においては、非核三原則を国是として堅持するとともに法制化を目指すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第23、意見書案第3号、高額療養費の自己負担上限額引上げの撤回を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

まじま議員。

○まじま隆英議員（登壇） 意見書案第3号、高額療養費の自己負担上限額引上げの撤回を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

敬称は略しますが、

中 村 み な こ                      ま じ ま   隆   英                      石   川   厚   子  
能 登 谷                      繁

以上、4名であります。

高額療養費の自己負担上限額引上げの撤回を求める意見書

我が国の社会保障制度において、高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が、家計を破綻させることなく安心して医療を受けられるための「命綱」であり、セーフティネットの根幹を成すものとなっている。

しかしながら、政府は2025年3月に凍結した高額療養費の自己負担上限額引上げを、2026年8月に上限額を一律引き上げた上で、2027年8月には現在4つに分けられている所得区分を13区分に細分化して、上限額を更に引き上げようとしている。例えば、年収約650万～770万円の区分では月額上限額が現行の8万100円から11万400円へと、約3万円（38パーセント）も引き上げられるなど、全ての所得区分で大幅な負担増が計画されている。

物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者に更なる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念される。

よって、政府においては、誰もが必要なときに安心して医療を受けられる社会を維持するため、高額療養費の自己負担上限額引上げを撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

（議場内モニターに採決結果を表示）

○議長（福居秀雄） 賛成多数であります。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第24、意見書案第4号、北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村みなこ議員。

○中村みなこ議員（登壇） 意見書案第4号、北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

中 村 み な こ                      ま じ ま   隆   英                      石   川   厚   子  
能 登 谷                      繁

以上、4名であります。

#### 北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に向けた準備が進められている。再稼働の同意を巡って議論していた際に、北海道電力は再稼働によって家庭向けの電気料金で11パーセント程度値下げできるという見通しを示していたが、今年1月になってから「値下げ幅は変わる可能性がある」と示唆した。北海道知事は再稼働の同意の際に、電気料金の引下げが見込まれることを理由の一つに挙げていたが、前提が覆されてしまった。

そもそも、道内各地で開催された住民説明会において、参加者からは安全性や避難計画の実効性に対する不安、再稼働そのものへの反対意見が多数寄せられていた。しかし、道民が十分に議論を深める時間が確保されることなく、北海道知事によって再稼働への同意が行われてしまった。

また、北海道が定めた北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例において、原子力発電は飽くまで過渡的なエネルギーとして位置付けられているにもかかわらず、再稼働容認の判断は、電力需給の安定や電気料金の値下げを主たる根拠として、長期間にわたり原子力発電所を使い続けることにつながりかねない。

敷地内の液状化リスクや活断層の存在、核のごみの最終処分問題、避難計画の実効性の不安など、科学的な疑義が解消されないままの再稼働は、一たび事故が発生すれば道民全体の生活と生業に壊滅的な打撃を与えるおそれがある。

よって、北海道においては、道民の理解が得られていない北海道電力泊発電所3号機の再稼働に反対し、一連の容認判断を撤回することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムにより行います。

お諮りいたします。

本案について、原案どおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） なしと認め、確定いたします。

(議場内モニターに採決結果を表示)

○議長(福居秀雄) 賛成少数であります。

よって、本案は、否決されました。

○議長(福居秀雄) 日程第25、意見書案第5号、安定的な医療・介護・福祉提供体制を保障するための支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

沼崎議員。

○沼崎雅之議員(登壇) 意見書案第5号、安定的な医療・介護・福祉提供体制を保障するための支援を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

|      |      |      |      |     |      |
|------|------|------|------|-----|------|
| いしかわ | まさき  | 笠井   | まなみ  | あべ  | なお   |
| 中村   | みなこ  | たけいし | よういち | 石川  | まさゆき |
| 沼崎   | 雅之   | まじま  | 隆英   | えびな | 安信   |
| 高橋   | ひでとし | 菅原   | 範明   | 石川  | 厚子   |
| 能登谷  | 繁    | 松田   | 卓也   | 杉山  | 允孝   |

以上、15名であります。

安定的な医療・介護・福祉提供体制を保障するための支援を求める意見書

物価・賃金等の上昇に対し、医療・介護・福祉を巡るサービスの報酬水準が追いついておらず、安定的なサービス提供体制が損なわれることになれば、国民の命と健康、暮らしの安全にとって深刻な事態である。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025で社会保障関係費について「高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」と明記し、昨年末には診療報酬改定率を3.09パーセントと示し、30年ぶりとなる3パーセントを超える改定率となった。また、予算措置においても、令和7年度補正予算に医療・介護・障害福祉を総合的に支援するパッケージとして総額1兆3,649億円が計上された。

これらは医療・介護・福祉の現場を支える政策として大いに評価するところであるが、多くの医療機関・介護施設・障害福祉施設の厳しい経営環境を改善するには十分とは言えず、引き続き力強い支援が必要である。

よって、国においては、次の事項を実施するよう要望する。

- 1 令和8年度以降の予算編成においても、社会保障関係費について経済・物価動向等を踏まえた対応を継続し、医療機関・介護施設・障害福祉施設の安定的な運営を支える措置を講ずること。
- 2 令和8年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定においては、介護・障害福祉従事者について他産業平均と遜色ない賃金水準となるよう、令和7年度補正予算を上回る賃上げを実現すること。
- 3 診療報酬についても、賃金・物価上昇の動向を踏まえた機動的な調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(降

壇)

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第26、意見書案第6号、危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

中野議員。

○中野ひろゆき議員（登壇） 意見書案第6号、危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒 木 おさみ 皆 川 ゆきたけ 中 野 ひろゆき  
高 花 えいこ 中 村 のりゆき

以上、5名であります。

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、更には感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会が令和7年8月に公表した調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、更には社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は、今、正に崩壊の危機に直面している。

よって、政府においては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、次の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望する。



があり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員並びに介護・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないように、次の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講ずること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 日程第28、意見書案第8号、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。

皆川議員。

○皆川ゆきたけ議員（登壇） 意見書案第8号、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、旭川市議会議員

駒 木 おさみ 皆 川 ゆきたけ 中 野 ひろゆき

高 花 えいこ 中 村 のりゆき

以上、5名であります。

#### 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、けん怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年度からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はまだ十分

とは言えない。

また、脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では後遺障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないと指摘されている。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、政府においては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上の内容につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。（降壇）

○議長（福居秀雄） これより、質疑に入ります。

発言の通告がありません。御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 別に御発言がなければ、質疑・討論終結と認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福居秀雄） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（福居秀雄） 以上で、今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

---

閉会 午前11時38分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員